

港区立産業振興センターの指定管理者の公募に関する質問書回答

	該当書類	質問項目	質問内容	回答
1	公募要項 4頁 5 指定期間	指定管理の契約について	指定期間は「5年間」とありますが、単年度ごとの契約なのかご教示ください。	指定管理者は、議会の議決を経て指定管理期間（5年間）を通じて指定され、当該期間全体について施設の管理運営を担うものであり、単年度ごとに指定や契約を更新する仕組みではありません。一方で、指定期間全体を対象とする基本協定とは別に、年度ごとの事業内容や指定管理料等については、年度協定により毎年度調整・確認を行っています。
2	公募要項 6頁 8 指定管理料等	指定管理料について	指定管理料については、議決された金額を上回った運用をすることは可能かどうかご教示ください。	指定管理料については、議会で議決された予算額の範囲内で支出することが原則であり、当該議決額を超えて運用することはできません。そのため、応募に当たっては、賃金上昇率や最低賃金の改定等をあらかじめ見込んだ上で、指定期間（5年間）を通じた収支計画書を作成してください。
3			前回の公募時の「中小企業勤労者福利厚生事業」の業務仕様書がございましたら、ご提示願います。	区ホームページに掲載しました。
4	公募要項 7頁 Ⅱ指定管理者が行う業務 1 事業運営 (1) 基本事業 ウ	中小企業の勤労者福祉の向上に関すること	福利厚生支援サービスの累計利用人数・名寄せ実人数・実利用率をご教示ください。 ① 給付事業 ② 健康維持推進事業 ③ 自己啓発事業 ④ 余暇活動事業 ⑤ 指定宿泊施設事業 ⑥ 指定遊園施設等事業 ⑦ 観劇等事業 ⑧ 指定店事業 ⑨ 施設貸出事業 ⑩ レクリエーション事業 ⑪ 中小企業勤労者福祉の目的を達成するためその他必要な事業	港区中小企業勤労者福利厚生事業（通称「みなとびっく福利厚生倶楽部」）は、港区内で事業を営んでいる従業員300名以下の中小企業の事業主及び従業員に提供する福利厚生サービスです。入会した会員からの会費等をもとに、各種のレジャー施設・宿泊施設・スポーツクラブ・映画鑑賞・観劇・講演等の会員料金での提供や、慶弔給付等のサービスを行っています。  【令和6年度実績】会員数 7,350名 事業所数 587社
5			港区専用会報誌・受託事業者オリジナル会報誌・エリア版会報誌等の媒体物の現行の配布回数をご教示ください。	港区専用会報誌は年6回、受託事業者オリジナル会報誌は年4回、エリア版会報誌等は年4回発行しています。
6			発行物（会報誌・会員証）の配布形式は、紙又はWEBのどちらを希望しているのでしょうか。	発行物は、紙媒体およびWEBの双方による発行を想定しています。デジタル環境に不慣れな方を含む多様な利用者に配慮し、誰もが円滑に情報を受け取れる配布方法としてください。
7	公募要項 7・8頁 Ⅱ (1) 基本事業 オ (2) 提案事業 エ	スタートアップ支援や共創事業の課題について	共同事業体としての連携がスムーズに行えてないのご説明いただきましたが、どういう方向で進めていきたいのかご教示ください。	共同事業体を構成する各構成事業者の専門性や強みを生かしつつ、利用者にとって、産業振興センターという一施設のサービスを利用しているという認識であることを踏まえ、創業・スタートアップ支援の段階から、経営開始後の資金繰りや補助金活用に関する相談対応、専門家による助言等の伴走支援、従業員の福利厚生サービスの利用に至るまで、これらのフェーズを分断させることなく有機的に支援策を提供できるよう、日常的な情報共有や課題の整理に総合的に取り組む方向で進めていくことを望んでいます。

8	公募要項 19頁 Ⅲ 1 (2) 複数の団体 による協働申請ア～工他	共同事業体のメンバー変更 について	例えば、3年後に共同事業体のメンバーも新たに加えたい場合、契約変更をすることは可能かどうかご教示ください。	3年後に共同事業体の構成員を追加する場合には、あらかじめ、事業計画書にその旨を記載するとともに、共同事業体の構成に関する書類においても具体的な加入予定年月や事業者名も明示した上で、当初から当該構成を含む共同事業体として申請をしてください。
9	公募要項 28頁 Ⅳ 業務の引継ぎ等	業務の引継ぎについて	引継ぎに必要な資料や情報（ホームページの改修データ、業務フロー、契約書等）については、現指定管理者が保有しているのか教示ください。	お見込みのとおりです。
10		業務の引継ぎについて	新たな指定管理者に様々な情報を引き継ぐ際は、現指定管理者による開示が必要となります。これまでの自身の経験から、現指定管理者が保有する資料については、区が直接指示・介入できる立場にないため、区側から提出を強制することはできないと思われませんが、このような課題に対する解決策をご教示ください。	現指定管理者には、指定管理の契約締結時に、基本協定書第40条第1項において、「乙（現指定管理者）は、本協定の終了に際し、本業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲（新指定管理者）又は甲が指定するものに対する引継ぎ等を行わなければならない。」との記述のもと、指定管理期間終了時には、次期指定管理者への入念な引継ぎをすることを契約内容として定めております。このため、利用者情報や各種契約情報等、引継ぎに必要な情報の提供については、契約行為の一環として行っていただきます。また、区は、全体の進捗を適切に管理するとともに、必要に応じて助言を行い、円滑な引継ぎが行われるよう努めます。
11	その他	港区独自の支援について	スタートアップ・創業支援事業等について、東京都の補助制度と比較した場合、港区として独自に差別化している支援内容や取組はあるかご教示ください。	将来の港区の産業の発展につなげるため、中高生世代を対象とした「アントレプレナー育成事業」や、25歳以下を対象とした「U25インキュベーションプログラム事業」は、区独自の支援施策として実施しています。事業化・経営に必要な知識や挑戦するマインドの育成に加え、産業振興センターを拠点に、経営者やスタートアップ、支援機関が集積する港区の強みを生かし、若年層が早期から実践的な接点を持てる点が、これらの事業の特徴です。